

令和5年度 武藏野市いじめ防止関係者連絡会 報告

1 目的 いじめの根絶のためには、学校のみならず、学校・地域及び関係諸機関との緊密な連携・協力体制の充実が今後益々重要になる。そのため、本市におけるいじめ等の未然防止や早期解決へ向け、関係者が一同に会し、いじめ問題に対する具体的な対応策・改善策に関する協議や意見交換を行うことにより、全市的な行動連携を深めることを目的とする。

(参考 武藏野市子どもの権利条例第24条の2)

2 日時 令和5年7月3日(月) 15:00~16:30

3 出席者

【学校】	【関係機関】	【教育委員会】
小学校校長(第二小)	杉並児童相談所	教育長
中学校校長(第六中)	武藏野警察生活安全課	教育部長
小学校保護者(小P連)	青少年問題協議会	指導課長
中学校保護者(中P連)	子ども家庭支援センター	統括指導主事
私立小・中学校代表(東小学校)		指導主事
		教育支援センター長

4 内容(概要)

(1) 教育委員会より

①子どもの権利条例と条例に基づいた本会の位置付け

②いじめ防止基本方針と具体的方策について

(市いじめ防止基本方針ポスター、武藏野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策、ふれあい月間の取組、いじめ防止重点月間、学校と警察の連携等)

(2) 協議・情報交換

①学校からの報告

市立学校：いじめ防止基本方針の見直し、ふれあいアンケートの実施、自尊感情測定尺度における個人の変容の見取り、教員研修、教員からの積極的な声掛け、無意識の行動でも相手が嫌がったらいじめであることを教える 等

私立学校：いじめ防止委員会の開催、日報による担任以外の教員を含めた情報共有、外部専門家からの指導助言、教員研修(人権、自殺予防、SNS対応)弁護士との相談契約 等

②協議

保護者：学校に相談すると、大抵のことは既に知っていて対応している。いじめの感度を高め、「絶対大丈夫だよ」という安心感や相手へのリスペクトが大切だ。

青少協：ジャンボリーなどの取組が居場所になっている子もいる。

保護者：地域でのワークショップなど、子どもの居場所をいろいろな場所につくっていきたい。中学生になると本人がなかなか話さない。アンケートは正直に書くことを継続的に言い続けていくことが大切だと思う。

学校：いじめの聞き取りを行うと、前年度までの別のケースが出てくることがある。その後のしこりが残らないよう、保護者とその子がしっかりと納得するまで対応することが大切だ。

警察：警察にいじめを訴えてくる案件もある。その際も、直近のいじめだけでなく、過去の話が出てくるが、過去の出来事には対処のしようがない。防犯カメラを教室に設置することはできないが、周りの子がいじめと思われる行為を見つけたときに「いじめは駄目だ」と言って防いでいくことが大切だ。

児童相談所：なぜいじめが起きるのか、いじめの仕組みを教えることが大切だ。